

議案第109号

世田谷区立レンタサイクルポートの指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立レンタサイクルポートの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立レンタサイクルポートの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立レンタサイクルポートの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立桜上水南レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立三軒茶屋中央レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立成城北第二レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立経堂駅前レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立桜新町レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立等々力レンタサイクルポート	公益社団法人世田谷区シルバー人材センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

別紙

番号	施設の名称	施設の位置
1	世田谷区立桜上水南レンタサイクルポート	桜上水四丁目18番13号
2	世田谷区立三軒茶屋北レンタサイクルポート	太子堂二丁目16番1号
3	世田谷区立三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋二丁目11番先
4	世田谷区立成城北第二レンタサイクルポート	成城六丁目14番10号
5	世田谷区立経堂駅前レンタサイクルポート	経堂二丁目1番38号先
6	世田谷区立桜新町レンタサイクルポート	桜新町二丁目7番15号
7	世田谷区立等々力レンタサイクルポート	等々力三丁目2番2号